



東日本大震災の発生に伴い被災した海岸防災林の再生・復旧

■東日本大震災に伴う大規模な津波による 海岸防災林の被災

仙台湾沿岸地区の海岸防災林は、長年、潮害の防備、飛砂・風害の防備等の災害防止機能を発揮してきたが、平成23年3月11日の巨大津波により、仙台湾沿岸海岸防災林1,097.3ha(国有林440.7ha・民有林656.6ha)に、海岸林の倒伏や流失等の壊滅的な被害が発生した。





倒伏・流失した海岸防災林

■被災した海岸防災林の再生方針

海岸防災林の復旧にあたっては、林野庁において学識経験者による検討会が行われ、「今後における海岸防災林の再生について」(平成24年2月)において再生方針が示された。

仙台湾沿岸海岸防災林の復旧にあたっては、この再生方針に 基づき、具体的に各地区毎の復旧に向けた計画を策定している。

- 海岸防災林復旧による将来イメージ -



海岸防災林の再生方針

頻度の高い津波 および高潮への対策

頻度の高い津波※や高潮から人命、財産、種々の産業・経済活動、 国土を守ることを目標。

防潮堤の整備による 国土保全・減災対策

塩害・潮風害 の緩和

海岸側からの塩分を含んだ風を弱め、田畑や 住宅への塩害・飛砂・ 潮風害などを緩和。

海岸防災林造成による 地域の生活環境保全

※「頻度の高い津波」とは最大クラスの津波に比べて発生頻度が高い (数十年~百数十年に1度)

今回の津波では、地盤高が低く地下水位が高い 箇所の海岸防災林において、樹木の根が地中深く に伸びず流失したものが多く確認された。そのた め、復旧にあたっては、植栽木の生育基盤として、 地下水位から2~3m程度の高さを確保するため の盛土を行い、津波に対して根返りしにくい健全 な海岸防災林の再生を図ることとした。

仙台湾沿岸海岸防災林の生物多様性保全対策方針の検討と設定

■生物多様性保全対策の検討

被災した海岸防災林の跡地には、時間の経過とともに生物の生息・生育の回復等が見られることから、海岸防災林の防災機能を確保しつつ、自然環境を考慮する生物多様性保全対策との調整を図ることとなった。

この防災機能確保と生物多様性保全との調整を図るため、各分野の有識者等から意見をいただくことを目的として「仙台湾沿岸海岸防災林生物多様性保全対策検討委員会」を設置し、復旧エリアの区分や復旧エリア毎の生物多様性保全対策について検討を重ねた。



沼地等含む自然環境

■生物多様性保全対策検討の前提条件

- 1. 被災前の防災機能復旧に向け、平成27年度末までに基盤整備を、 平成32年度末(令和2年度末)までに植栽を完了させる。
- 2. 被災前の自然環境を考慮する。
- 3. 津波攪乱で新たに生じた自然環境にも可能な範囲で配慮する。



生育基盤盛土の造成



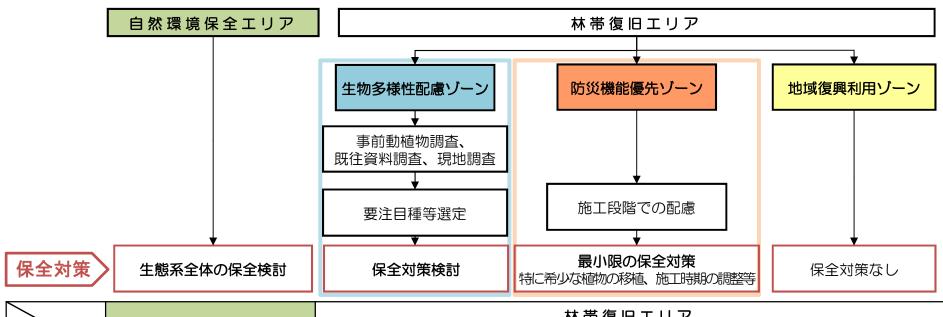
クロマツ植栽

■前提条件を踏まえた復旧事業の基本的考え方

- ▶ 自治体が策定した震災復興計画等や受益者の意向を踏まえ、被災前の森林の機能を復旧する。
- ▶ 背後の保全対象の復興を図るため、林帯全体のうち200m程度の幅を有する海岸防災林を早期かつ確実に確保する。
- ▶ 津波や強風などに対する抵抗力が高く、内陸側へ根返り木等が流出しにくい林帯を造成する。
- ▶ 海岸防災林は、生活圏を保全するために人為的に造成された森林であるが、豊かな自然環境を形成し市民 に親しまれてきたところ。海岸防災林の機能を確保しつつ、被災前の自然環境に近づけることを目標とする。
- ▶ 被災した海岸防災林の範囲で、津波による環境攪乱のために新たに生じた動植物や生物群集のうち、希少性のある種等については可能な限り配慮する。

仙台湾沿岸海岸防災林の復旧エリア区分と配慮方針

■生物多様性保全対策の検討フローと各エリアの特徴・配慮方針

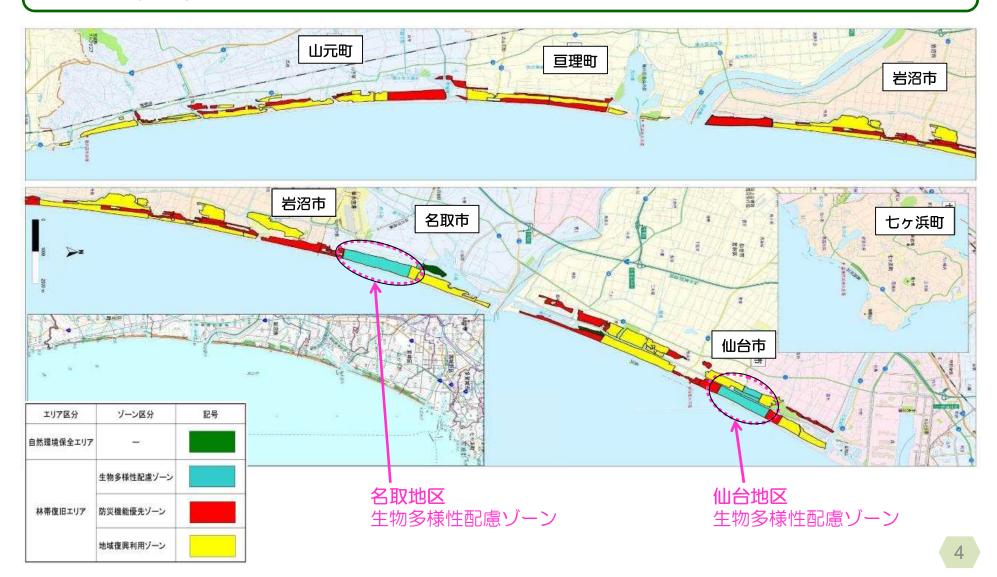


	白 # 四 培 / L 人 工 니 フ	林帯復旧エリア					
	自然環境保全エリア	生物多様性配慮ゾーン	防災機能優先ゾーン	地域復興利用ゾーン			
エリアの 特徴	①人為の影響が小さいエリア ②震災前から良好な自然環境が評価されてきた国有林 ③防災機能は他の林帯などで確保されている。	①人為の影響が大きいエリア ②一般的な海岸防災林 ③林帯幅が200m以上の場 合に設定	①人為の影響が大きいエリア ②一般的な海岸防災林 ③林帯幅が200m未満	①震災後の人為の影響が極めて大きく、被災前の環境がほぼ消滅しているエリア②がれき搬入場等、地域復旧を目的とする事業に供している海岸防災林			
生物多様性 配慮方針	①当面の間、現状を維持し、 生物多様性の保全を重点的 に考慮する。	①保全対象となる動植物の特性に応じて設定する。 ②ただし林帯全体のうち最低限200mの幅は早急復旧する。	①林体全体を早急に復旧する。 ②保全対象となる植物の重 要性を考慮し、必要であれ ば個体の移動等を検討する。	①復興目的の土地利用が終了次第早急に復旧する。 ②移植(移殖)先の受け皿 となり得る。			
具体的箇所	・仙台市井土浦の一部・名取市広浦の一部	• 仙台地区 • 名取地区		がれき搬入場他事業用地 (作業ヤード)等3			

仙台湾沿岸海岸防災林の復旧エリア区分

■生物多様性保全対策エリア区分図

仙台湾沿岸海岸防災林の復旧エリアについて、エリア区分と生物多様性配慮方針に基づき、4つのエリア・ ゾーンに区分した。



【仙台湾沿岸海岸防災林の復旧における生物多様性保全対策】

仙台湾沿岸海岸防災林の復旧エリアの保全対策

■自然環境保全エリア

【保全対策方針】

・具体的箇所である仙台市井土浦及び 名取市広浦の一部は、保安林外を含めて干潟生態系を形成しており、 自然の推移に任せる取扱いとする。



仙台市井土浦



名取市広浦

■林帯復旧エリア

生物多様性配慮ゾーン

- ・具体的箇所である仙台地区及び名取地区について、地区ごとに保全対策を検討。
- ・仙台地区は、事前動植物調査・既往資料調査・現地調査の後、要注目種等を選定し、保全対策を検討。
- ・名取地区は、既に一部工事を施工していたため、地元関係者の意見から保全対象を抽出し、現地を確認。

防災機能優先ゾーン

・海岸防災林の防災機能を優先し、施工段階で最小限必要な保全対策を実施。

地域復興利用ゾーン

・震災後の人為の影響が極めて大きく被災前の環境がほぼ消滅し、がれき搬入場等の地域復旧を目的とする事業に供している海岸防災林であるため、生物多様性の保全対策なし。

L

【仙台湾沿岸海岸防災林の復旧における生物多様性保全対策】

林帯復旧エリア「生物多様性配慮ゾーン(仙台地区)」の保全対策

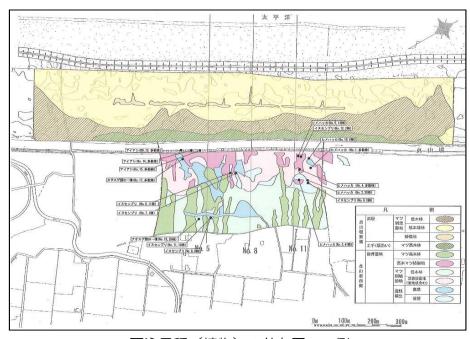
■生物多様性配慮ゾーン(仙台地区):保全対策の方針・配慮方法

【保全対策方針】: 事前に現地調査等を行い、自然環境を把握し、生物多様性保全対策を検討した上で 工事を実施する。

【現地調査の実施①】

既往資料調查

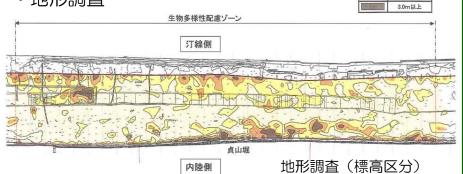
- 既往植生図
- 仙台海岸林の重要な植物目録
- ・注目すべき動植物分布図



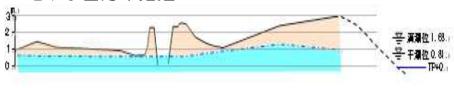
要注目種(植物)の分布図の一例

現地概況調査

- 動植物調査
- 地形調査



- 陸水の分布及び塩分量
- 海岸防災林の歴史変遷
- 地下水面分布把握



地下水面横断図(林帯が残存した位置の断面)

標高区分

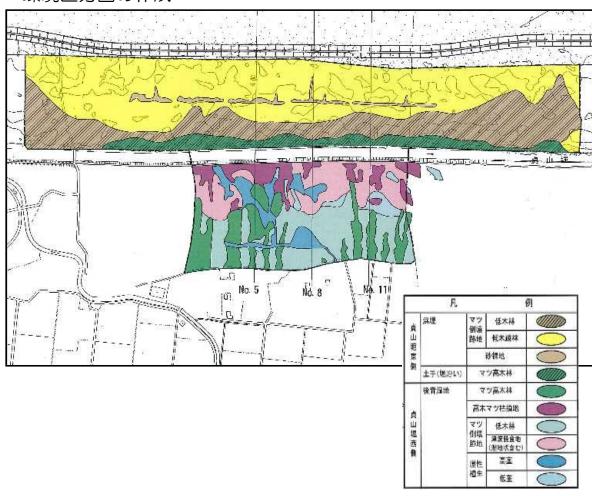
2.0m未満 2.0m~2.5m

25m~30m

【現地調査の実施②】

現地環境調査

・環境区分図の作成



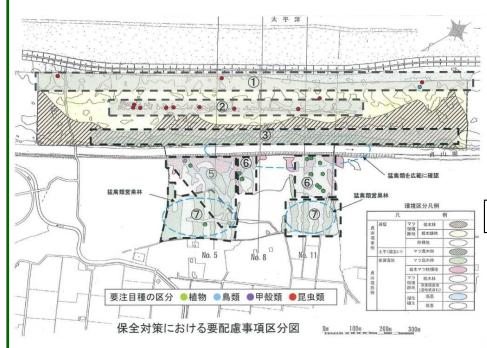
・平成25年度の環境調査で確認 された要注目種数一覧表

	種数	環境区分									
		貞山堀東側			貞山堀西側						
分類		a東側低木林	b東側低木疎林	o 砂裸地	a東側マツ高木林	e西側マツ高木林	f高木マツ枯損地	g 西側低木林	h津波侵食地	- 高茎湿性植生	j 低茎湿性植生
植物	5						3	1	1	2	2
昆虫類	6		2	4	1				2		
鳥類	4	2	3		2	3	1	2	2		
甲殼類	1									1	
計	16	2	5	4	3	3	4	3	5	3	2

【実施計画の作成】

生物多様性配慮のゾーンニング

生物多様性配慮計画のポイントとなる箇所 をゾーンニング



社会環境等チェック

- 土地所有区分
- ・市民団体によるモニタリング調査実施箇所

工事実施地区(名取地区)の結果に基づく順応的対応

- 生息環境の場の保全
- ・保全対策の面積規模を大きくする
- 計画的な排水施設の設置
- ・生育基盤盛土の施工時期を繰り延べ



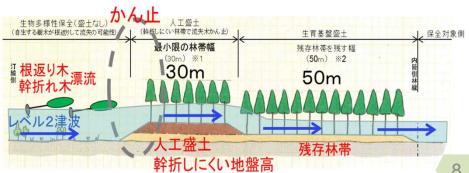


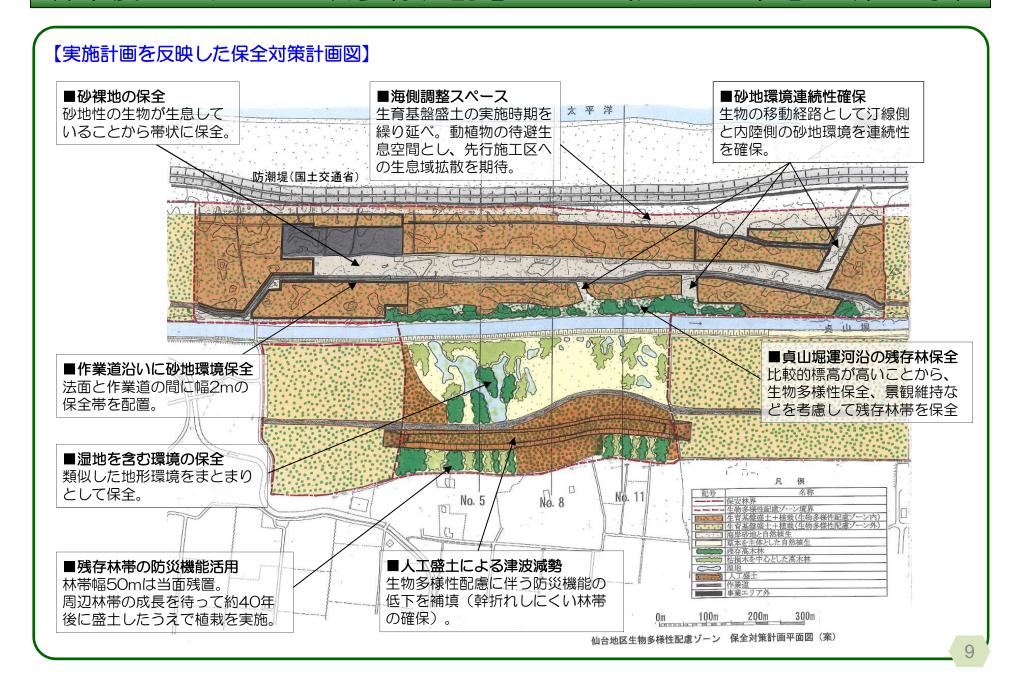
在来種の生育環境保全

汀線側の植生侵入事例

防災機能を担保する対策の検討

• 湿地などの環境を生育基盤盛土せずに存置する箇所において、海岸防災林の防災機能を担保すべく、内陸側に人工盛土を配置する。





■生物多様性保全対策の実施状況

【在来種の植生環境と湿地等類似した地形環境を保全】

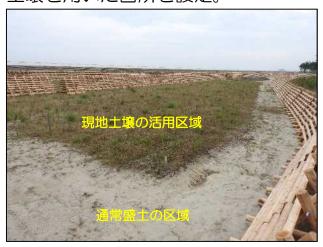


・生息環境の場の保全 は可能な限り行い、 要注目種等を対象に 小面積であっても、 生息環境を保全。

在来種の生育環境保全

【現地土壌の活用した盛土の実施】

・埋土種子の活用等を図るため、 生育基盤盛土の表層20cmに現地 土壌を用いた箇所を設定。



施工後、約1年半の状況

【砂地性の生物が生息している砂裸地を保全】



2015年の状況



・砂地性の海岸 植物が確認され ていることから、 その環境を維持 し、周辺への拡 散効果を期待。

2018年の状況

【生物多様性配慮に伴う防災機能の低下を高盛土で補填】

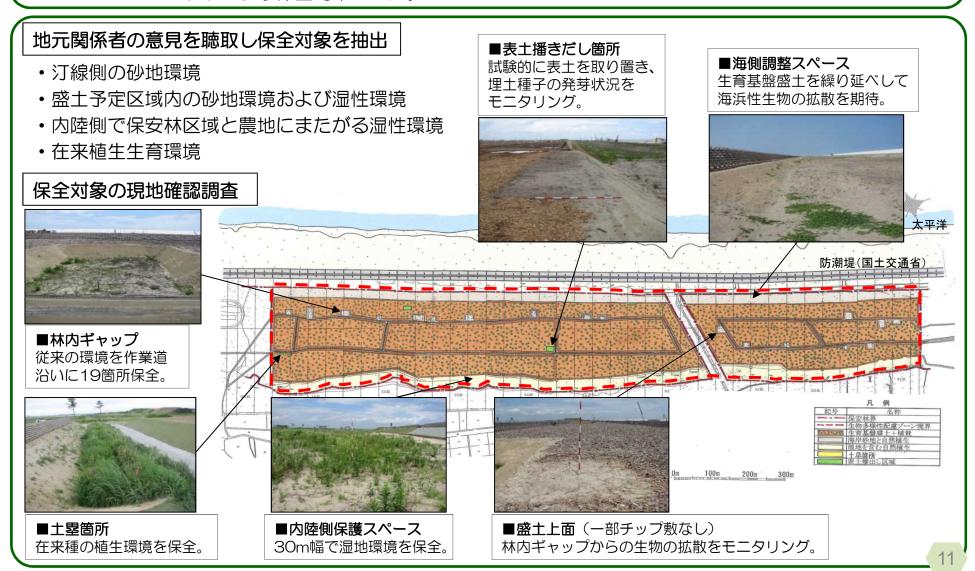


・生物多様性配慮に伴う 防災機能の低下を補填 するため、高盛土によ る幹折れしにくい林帯 を確保。

高盛土の実施状況

■生物多様性配慮ゾーン(名取地区):保全対策の方針・配慮方法

【保全対策方針】: 名取地区は、生物多様性保全対策検討委員会の開催前に工事の一部を施工していたため、 以下により保全対策とした。



林帯復旧エリア「防災機能優先ゾーン」の保全対策

■防災機能優先ゾーン:保全対策の方針・配慮方法

【保全対策方針】:事前の環境調査は実施せず、施工段階で最小限必要な保全対策を実施する。

【施工段階における配慮方法の概要】

治山工事における一般的配慮

- ・工事による環境攪乱の防止
- 動物類の移動障害回避
- その他

要注目種への配慮

・測量、実施設計業務の中で要注目種を確認した場合、 発注者が配慮方法を検討し、 施工請負業者に指示

発注者による配慮状況点検

必要に応じて配慮方法の見直し

生物多様性への順応的配慮

【要注目植物に対する配慮方法】

配慮策	配慮方法		
移植	移植対象種の生育環境を考慮して移植		
移植→造成面 へ移植	造成後の林帯植栽面に適合する種であれば、一時的に仮植して造成工事終了 段階で移植		
種子採取 •播種	種子の採取と播種による繁殖が容易な 場合は、採取して播種。播種の場所は 対象種の生育環境を考慮		

■生物多様性保全対策の実施状況

【在来種の植生環境と湿地等類似した地形環境を保全】



分布域をバリケードで保全

要注目種が生育基盤 盛土縁辺部に分布す る場合には、生育環 境の保全を選択。

【個体移動等が可能な植物への配慮】



要注目種の堀り取り状況

施工地内に要注 目種を確認した 場合、施工段階 で適地に移植。

「生物多様性配慮ゾーン」の事後モニタリング調査と保全対策評価

■生物多様性配慮ゾーン(仙台地区)の調査例

【モニタリングの調査手法】

- ・初期データとして、環境区分ごとに10箇所のコドラートを設置・調査(平成25年調査)
- ・ 工事の進捗に合わせて事後調査筒所を設置
- ・各コドラートについて隔年ごとに調査を実施

【モニタリング項目】

- ・ 植物 (相観植生区分、フロラ、標準地調査)
- ・昆虫類(目視・仟意採集、各種トラップ)
- ・鳥類(目視,鳴き声)
- 哺乳類(フィールドサイン,シャーマン型トラップ,無人撮影カメラ,バットディテクター)
- 両生 爬虫類(目視, 任意捕獲)
- 淡水魚類(目視, 任意捕獲)
- 甲殼類(目視,任意捕獲)

※モニタリング調査は令和2年度まで実施予定

(1) 植生コドラートの設定状況 理嫌区分 コドラート 箇所数 ナンバリング等 貞山堀 土手(堀沿い) 津波長食地 後音湿地 Om 100m 200m 300m

■生物多様性保全対策の評価

事後モニタリング調査を整理集計し、生物多様性保全配慮 ゾーンにおける保全対策を評価

- ・評価単位ごとに動植物の確認種数、要注目種の推移等を集計
- ・隣接する評価単位と比較
- 動植物の拡散効果や環境の維持状況等から期待した効果を評価



モニタリング調査の実施状況



確認された底生動物類

仙台湾沿岸海岸防災林の生物多様性保全対策の動き

